

第2款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の場合の旅客運賃・増運賃の收受)

第127条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを合わせて收受する。

(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車した時。

(2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車した時、ただし旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りではない。

(3) 第83条・第84条または第85条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車した時。

(4) 乗車券改札の際にその提示を拒み、またはその集札の際に引き渡しをしない時。

2. 前項の場合、旅客が第84条第1項第6号の規定により無効となる2以上の回数乗車券で乗車した時は、使用済みの各回数乗車券については各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から收受する。この場合、使用済みの券片（使用済み券片数の異なる時は、使用済み券片数の少ない方の券片）に対して1券片ごとに1回ずつ乗車したものとして計算する。

3. 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当する時を除き、その全乗車人員について第1項の規定により計算した旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から收受する。

4. 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させた時は、第84条の規定に関わらず、その超過人員または大人だけについて、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第128条 第85条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを合わせて收受する。

(1) 第85条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合は効力の発生した日が異なる時は、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8条に該当する場合はその発売の日から、同項第9条に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券使用して券面に表示された等級によって、券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(2) 第84条第1項第6項に該当する場合であって、回数乗車券を使用した時は、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(3) 第84条第1項第6号は該当する場合であって普通乗車券を使用した時及び同項第10

号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・割運賃の計算方)

第129条 第127条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅から乗車したものとみなして同条の規程を適用する。